

ニセコ町地域防災計画（退避等措置計画編）たたき台

第1章 総則

第1節 計画の位置付け

この計画は、ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）（以下「計画本編」という。）第2章第4節に定める「退避等措置計画」であって、住民等の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、計画本編とともに見直しを行うものとする。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 退避等措置計画の基本的事項

第1節 緊急事態区分及び判断基準

泊発電所の状態に応じた緊急事態の区分及び判断基準については、国が定める原子力災害対策指針によるものとし、その内容は次のとおりとする。

なお、事態の進展によっては、原子力緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意するものとする。

緊急事態区分	事 象 の 概 要
警戒事象	<p>①後志総合振興局内において、震度6弱以上の地震、泊村で震度5弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②北海道に津波警報が発令された場合（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）</p> <p>③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等</p> <p>[具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・原子炉水位有効燃料長上端未満 ・自然災害により以下の状況となった場合

	<p>ープラントの設計基準を超える事象</p> <p>ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象</p> <p>④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>
特定事象	<p>①原子炉冷却材の漏えい</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失</p> <p>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失</p> <p>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）</p> <p>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続</p> <p>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下</p> <p>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失</p> <p>⑨原子炉制御室の使用不能</p>
原子力緊急事態（原子力緊急事態宣言発出時）	<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続（落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。）</p>

第2節 緊急事態における防護措置等

(1) 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態に応じた防護措置等については、次のとおりとする。

	区 分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急 事 態 区 分	警戒事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要員参集 ・ 情報収集、連絡体制の構築 	—	—	—
	特定事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要員参集 ・ 情報収集、連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への情報伝達 ・ 今後の情報について住民等へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・ 屋内退避準備
	原子力緊急事態（原子力緊急事態宣言発出時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び道への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・ 屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・ 安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【O I Lに基づく防護措置への対応】 ・ 避難、一時移転、体表面除染の準備

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

区 分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L	O I L 1	—	・住民等への 情報伝達	・緊急時モニタ リングの実施	【避難】 ・ 避難の実施
	飲食物に係 るスクリー ニング基準	—	・住民等への 情報伝達	・緊急時モニタ リングの実施	【飲食物摂取制限】 ・ 個別品目の放射 性物質濃度測定
	O I L 4	—	・住民等への 情報伝達	・スクリーニン グの実施	【体表面除染】 ・ 体表面除染の実 施
	O I L 2	—	・住民等への 情報伝達	・緊急時モニタ リングの実施	【一時移転】 ・ 一時移転の実施
	O I L 6	—	・住民等への 情報伝達	・個別品目の放 射性物質の濃 度測定の実施	【飲食物摂取制限】 ・ 飲食物摂取制限 の実施

第3節 防護措置決定の流れ

住民等への防護措置については、原子力災害対策指針で定めたEAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）及びOIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）の判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、原子力災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）又は原子力災害対策本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

なお、本部長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

第4節 防護対策区域の状況

町の防護対策区域は町全域とし、泊発電所からの方位・距離別の対象世帯数及び人口の状況は、表1による。

表 1 防護対策区域の状況

〔方位・距離別の対象世帯数及び人口〕

地区名	位置	集落名	世帯数	人口
アンヌプリ地区	南南東 23 km圏内	モイワ	4	7
	南南東 24 km圏内	温泉、モイワ、ペンション村	106	198
	南南東 25 km圏内	ペンション村	5	10
	合計		115	215
ニセコ地区	南南東 24 km圏内	尾の上、藤山	3	7
	南南東 25 km圏内	藤山	4	9
	南南東 26 km圏内	尾の上、藤山	37	87
	南南東 27 km圏内	尾の上、藤山	14	42
	南南東 28 km圏内	尾の上、藤山、ニセコ	18	39
	南南東 29 km圏内	ニセコ	9	20
	南南東 30 km圏内	ニセコ	2	5
	合計		87	209
曾我地区	南南東 25 km圏内	北栄	5	11
	南南東 26 km圏内	東山、東山ペンション村、北栄	151	218
	南南東 27 km圏内	西山、滝台、東山、東山ペンション村 北栄	101	255
	南南東 28 km圏内	西山、滝台、東山	22	57
	南南東 29 km圏内	ふよう会、西山、滝台	36	83
	合計		315	624
	西部地区	南南東 28 km圏内	西富	27
南南東 29 km圏内		みずほ、昆布	8	26
南南東 30 km圏内		みずほ、昆布	13	29
南南東 30 km圏超		桂	10	22
合計			58	133
中央地区	南南東 29 km圏内	中央 6、中央 7	45	81
	南南東 30 km圏内	中央 1～中央 5	69	164
	合計		114	245
有島地区	南南東 29 km圏内	有島、有島 1	8	19
	南南東 30 km圏内	有島、有島 1～3、ニセコハイツ	172	266
	南南東 30 km圏超	有島 2	8	20
	南東 30 km圏内	有島 3	3	5
	南東 30 km圏超	有島 2	1	3
	合計		192	313

地区名	位置	集落名	世帯数	人口
羊蹄地区	南東 29 km圏内	羊蹄 1	2	3
	南東 30 km圏内	羊蹄	3	7
	南東 30 km圏超	羊蹄	1	2
	合計		6	12
近藤地区	南南東 30 km圏超	光栄、共栄、東、豊里	71	158
	南東 30 km圏超	光栄、共栄、東	84	197
	合計		155	355
元町地区	南南東 30 km圏内	松岡	1	3
	南南東 30 km圏超	松岡、元町、新興	83	174
	合計		84	177
市街地区	南南東 30 km圏内	本通 1～本通 11、富士見、富士見団地 本通団地、有島団地、新有島団地 羊蹄団地、しらかば、望羊団地 さくら団地	991	2,125
	合計		991	2,125
里見地区	南南東 30 km圏内	富丘	6	15
	南南東 30 km圏超	別太、里見、富丘	38	86
	合計		44	101
宮田地区	南南東 29 km圏内	富川	2	6
	南南東 30 km圏内	富川	3	15
	南南東 30 km圏超	富川、宮田、小花井、黒川	60	166
	合計		65	187
福井地区	南南東 29 km圏内	相馬	11	28
	南南東 30 km圏内	福井、相馬	17	33
	南南東 30 km圏超	板谷、福井、相馬	41	105
	合計		69	166
総 計			2,295	4,862

第 5 節 防護措置の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、コンクリート屋内退避施設等を定め、あらかじめ職員の中から退避誘導責任者、待避所責任者を指定するとともに、災害時要援護者等を把握しておくものとする。

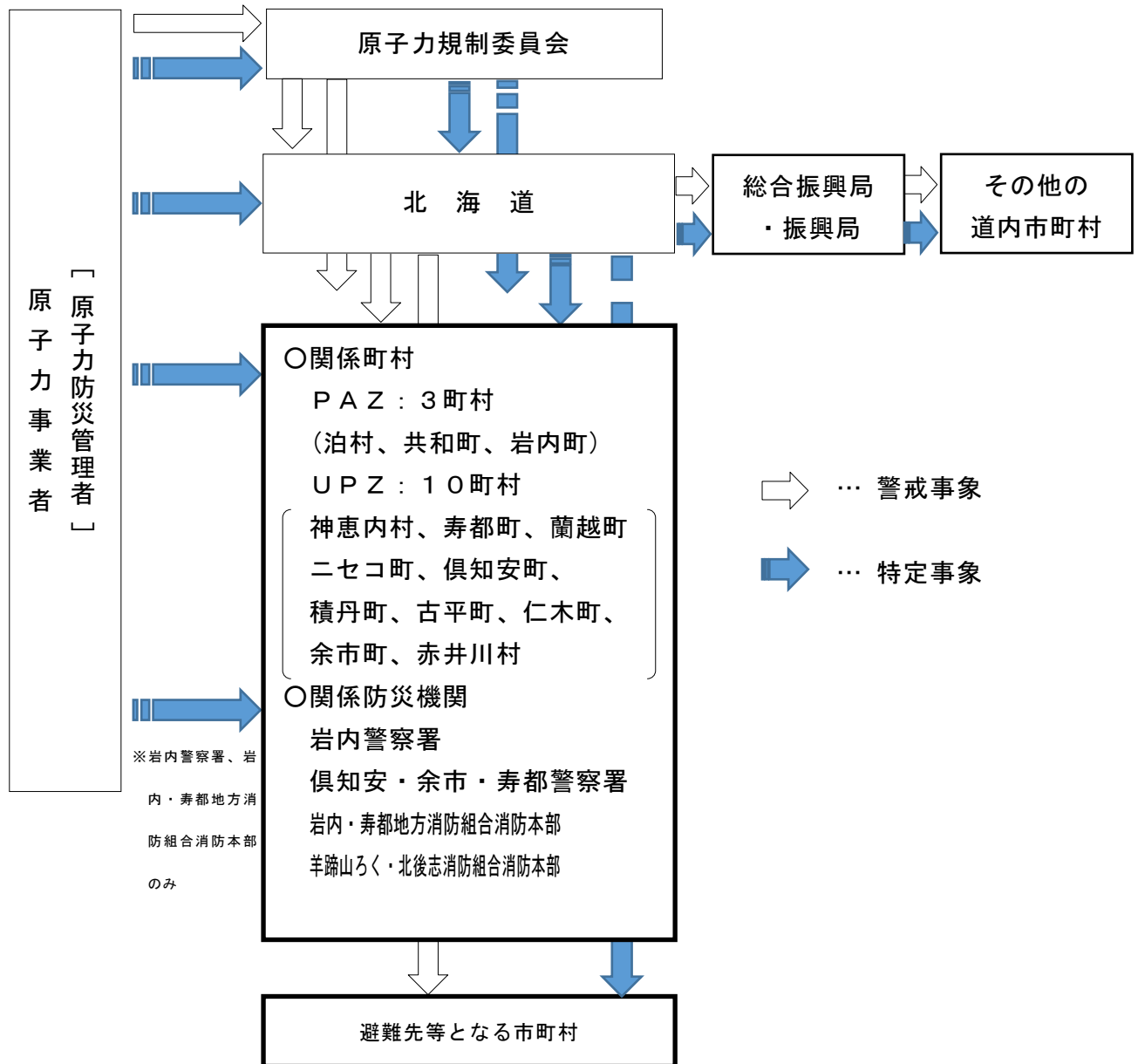
また、避難及び一時移転（以下「避難等」という。）はバス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、バス等や自家用車等による避難予定者を事前に把握し、集合場所、避難場所（一時滞在場所を含む）を定めるとともに、職員の中から避難誘導責任者及び避難場所責任者を指定しておくものとする。

なお、スクリーニング及び除染に関しては、道緊急被ばく医療活動実施要領に基づき実施するものとし、今後、道において緊急被ばく医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映させるものとする。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（警戒事象発生以降）における通報連絡体制は次のとおり。



第2節 各事態における応急活動の内容

区分	体制区分	本部設置	応急活動の内容
初期レベル	第1非常配備体制	連絡会議の設置	<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（原子力規制委員会原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域政策部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等情報に係る広報及び準備 ・住民等からの問い合わせ対応
警戒レベル 〔原 災 法 10 条〕	第2非常配備体制	警戒本部の設置	<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・現地事故対策連絡会議への参画 ・国への専門家の派遣要請 <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 <p>[緊急時モニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告） <p>[防護措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の準備（コンクリート屋内退避所開設の準備） ・安定ヨウ素剤の配布準備

<p>緊急事態レベル 〔原災法15条〕</p>	<p>第3非常配備体制</p>	<p>災害対策本部の設置</p>	<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・ 道現地災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・ 国、道への必要な協力の要請等 <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報の収集管理 ・ 緊急時モニタリング情報、気象情報 <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等情報に係る広報 ・ 住民等相談窓口の運営 ・ 報道機関との相互協力 <p>[緊急時モニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告） <p>[防護措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避の実施（コンクリート屋内退避所開設、住民等の受入） ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用
-----------------------------	-----------------	------------------	--

第4章 広報及び指示伝達

第1節 伝達手段

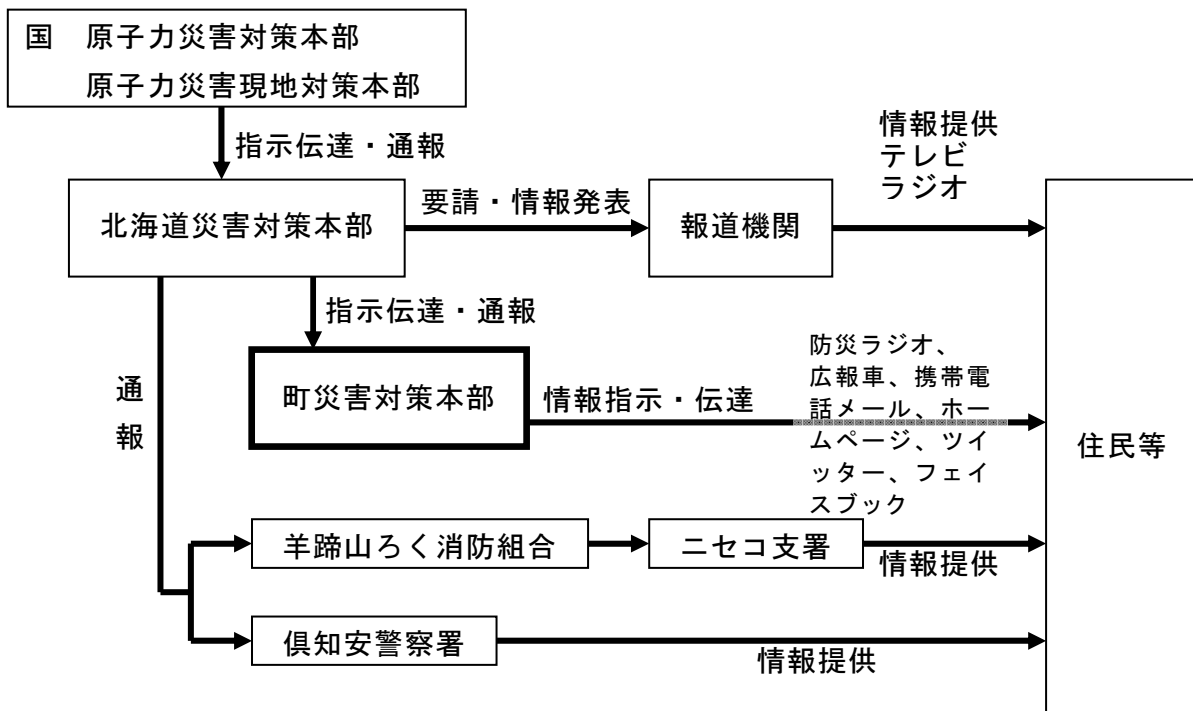
住民等への広報については、次により実施する。

- (1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (2) コミュニティFM（防災ラジオ）による放送
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメール配信（そよかぜメール、緊急速報エリアメール等）
- (5) インターネットを活用した広報（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック）

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路

住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第3節 伝達内容

住民等への広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (6) その他必要と認める事項

※ 広報例文

1 警戒広報

こちらは、ニセコ町です。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「北海道電力泊原子力発電所」で「□□□□□」事象が発生しました。放射性物質の放出は確認されておりません（orありません）。

住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後の町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

現在、当町では、国や道と連携し、詳しい事故情報の収集に当たっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

2 屋内退避指示広報

こちらは、ニセコ町です。

ニセコ町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。

〇月〇日午前（午後）〇時〇分に発生した、「北海道電力泊原子力発電所」での「□□□□□」事象が重大事故に至り、内閣総理大臣が、本日午前（午後）〇時〇分原子力緊急事態宣言を発出しました。

放射性物質による被ばくから住民の皆さんを守るため、建物の中へ避難することが必要です。

住民の皆さんは、自宅や最寄りの公共施設（or屋内待避所など）などの建物の中に避難し、建物の窓や扉などの開口部を全て閉めるとともに、全ての空調設備を停止して下さい。また、「原子力防災のしおり」を読み、落ち着いて建物内にとどまってください。

ニセコ町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。

引き続き、今後の町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

3 避難指示広報

こちらは、ニセコ町です。

ニセコ町原子力災害対策本部から、重要なお知らせです。

「北海道電力泊原子力発電所」の重大事故により、次の地区の皆さんは、広域避難先まで避難することとなりました。対象地区は、「〇〇地区、△△地区」です。バスによる移動が必要な方は、指定された集合場所に集まって下さい。なお、自家用車により避難される方は、指定された一時滞在場所まで交通規制を遵守し、避難して下さい。

そのほかの地域の皆さんは、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中に避難して下さい。

ニセコ町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。

引き続き、今後の町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めたEALを踏まえ、特定事象発生後、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う場合にあっては、住民等の被ばくリスクを低減するため、気象情報（風向、風速、降雨雪等）、緊急時モニタリング結果及び放射線等拡散シミュレーション結果等を的確に把握したうえで実施する。

第2節 屋内退避の指示

本部長は、国又は知事から屋内退避の指示又は通知があったとき、並びに独自の判断により屋内退避の指示を行うときは、俱知安警察署及び羊蹄山ろく消防組合消防本部の協力を得て、防護対策区域内の住民等に対して速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

※参考 知事からの屋内退避の指示又は通知の内容

- (ア) 事故の概要
- (イ) 原子力災害の現況と今後の予測
- (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置
- (エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域
- (オ) その他の必要な事項

第3節 屋内退避の方法

屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。

- ・本部長は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- ・本部長は、住民等に対して、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、携帯電話及びインターネット等のあらゆる手段を活用して、災害状況等の必要な情報を迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。

第4節 屋内退避の留意事項

本部長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (2) すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。
- (3) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、緊急速報メール等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。
- (4) 食料品の容器にフタをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (5) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別

をする。

- (6) 電話による問い合わせを控えること。
- (7) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となる物を予め、用意すること。
- (8) うわさや憶測に流されず、町の災害対策本部からの指示に従うこと。

第5節 コンクリート屋内退避施設の状況

地区名	名 称	所 在 地	電話 番号	退避誘導 責任者	退 避 所 責任者
市街地区	ニセコ町民センター	字富士見 95 番地	44-2234		
中央地区	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯	字中央通 33 番地	44-1100		
曾我地区	ニセコ町曾我活性化センター	字曾我 127 番地 1	—		
市街地区	ニセコ小学校	字富士見 12 番地	44-2252		
近藤地区	近藤小学校	字近藤 266 番地	44-2852		
市街地区	ニセコ中学校	字富士見 143 番地	44-2321		
市街地区	ニセコ高等学校	字富士見 138 番地	44-2224		
市街地区	ニセコ町総合体育館	字富士見 95 番地	44-2034		
有島地区	ニセコ町デイサービスセンター	字有島 87 番地 4	44-1950		
市街地区	ニセコ町幼児センター	字富士見 17 番地	44-2700		
有島地区	有島アートギャラリー	字有島 57 番地 11	44-3245		
市街地区	ニセコ町学習交流センター	字本通 105 番地 10	43-2155		

※参考 コンクリート造宿泊施設状況

地区名	名 称	所 在 地	電話 番号	収容人員	備考
五色温泉地区	五色の里ニセコ山の家	字ニセコ 510 番地	58-2611	105	
アンヌプリ地区	ホテル甘露の森	字ニセコ 415 番地	58-3800	250	
	ワンニセコリゾートタワーズ	字ニセコ 455 番地 3	50-2111	478	
	ニセコアンヌプリ温泉湯心亭	字ニセコ 438 番地	58-2500	54	
	ニセコノーザンリゾートアンヌプリ	字ニセコ 480 番地 1	58-3311	439	
	ホテルニセコいこいの村	字ニセコ 473 番地	58-3111	150	
曾我地区	ザグリーンリーフニセコビレッジ	字東山	44-3311	592	
	ヒルトンニセコビレッジ	字東山	44-1111	1,418	

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

第2節 避難先等

避難等に係る地区別の集合場所（自家用車避難者を除く）及び避難先（一時滞在場所も含む）は次のとおりとする。

避難等に係る地区別集合場所（自家用車避難者を除く）及び避難先

地区名	集合場所	避難誘導 責任者	避難先 (一時滞在場所)	避難場所 責任者
アンヌプリ地区	アンヌプリスキー場駐車場		札幌市白石区	
ニセコ地区	ニセコ地域コミュニティセンター			
曾我地区	ヒルトンニセコビレッジ			
	ニセコビレッジ駐車場			
	曾我活性化センター			
西部地区	西富地区町民センター			
福井地区	福井地区コミュニティセンター			
宮田地区	旧宮田小学校			
里見地区	里見地域コミュニティセンター			
元町地区	元町地域コミュニティセンター			
	ニセコビュープラザ			
近藤地区	近藤小学校			
	近藤地域コミュニティセンター			
有島・羊蹄地区	ニセコ町デイサービスセンター			
	有島アートギャラリー			
中央地区	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯			
市街地区	ニセコ町民センター			
	ニセコ町総合体育館			
	ニセコ小学校			
	ニセコ中学校			
	ニセコ高等学校			

※避難先及び一時滞在場所については、現在、道と協議中であり、協議が整い次第、記載する。

第3節 避難等手段の決定

避難等は、バス等による車両輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとする。

国から避難指示案を伝達された場合は、あらかじめ把握した住民の避難手段を踏まえ、当該指示案に対する意見を述べることも、住民の避難等に必要な支援を道と連携し国に要請する。

本計画においては、陸路による避難を標準とするが、道路状況（道路寸断、渋滞等）により、陸路による避難が困難な場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難手段を決定するものとする。

（1）バス等

自家用車等の避難手段を持たない住民は、町が指定する集合場所に集合（原則、徒歩）したうえで、町が確保したバス等及び国や道の支援により確保したバス等により、避難等を行う。

（2）自家用車等

自家用車等による避難等を行う住民にあっては、町の災害対策本部から特段の指示がない限り、本計画に定める避難ルートを通行するものとし、警察による交通誘導などを遵守し、安全運転で避難を行う。

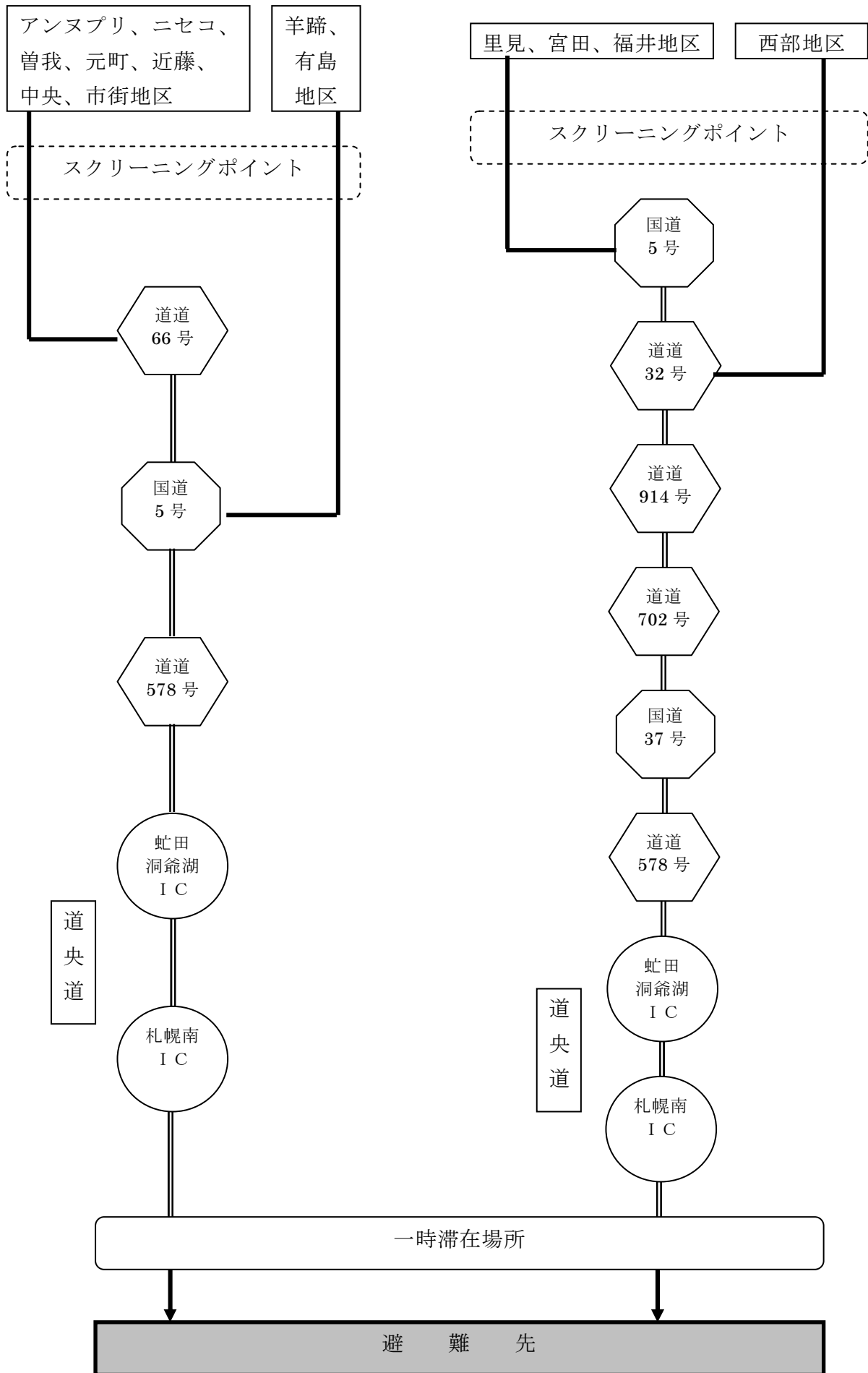
第4節 避難等誘導

本部長は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等、あらかじめ定めた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。

第5節 避難等ルート

避難等にあたっては、多数の車両が避難先等に集中することが想定されるため、あらかじめ地区単位で、避難経路パターンを設定する。

なお、緊急時モニタリング結果や道路状況（道路寸断、渋滞等）などにより、これにより難しい場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難ルートを決定する。



第6節 避難ルート上の補給ポイント、スクリーニングポイント

町は、道と連携し、避難住民等を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベイランス）及びスクリーニングを行うとともに、汚染者の情報の収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行うものとする。

なお、今後、道において緊急被ばく医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映するものとする。

第7節 自家用車避難の留意事項

- (1) 事前に自家用車による避難を行うことを登録する。
- (2) 災害対策本部からの指示を待って、避難を行うこと。
- (3) 交通誘導等に従い、安全運転で一時滞在場所に向かう。
- (4) 避難に使用する自家用車等の燃料は常に満タンにするよう心がける。
- (5) 自家用車避難を行った場合には、自宅に …… のサインを掲げる。

第8節 バス等による輸送計画

番号	区分	大型	中型	小型	計	輸送人数	備考
1	町民間バス (乗合バス含む)	19	5	1	25	1,144	
2	町所有バス (マイクロバス)	—	—	—	0	0	
3	国及び道に支援要 請を行う台数	68			68	3,536	
	合計	87	5	1	93	4,680	

※ バスの台数は、大型：52人、中型：27人、小型：21人として計算する。

※ 避難の輸送は、多数の車両（バス、自家用車等）が避難エリア等に集中することが想定されるため、道が行う避難時間推計シミュレーション結果を参考に、必要な修正を行う。

第9節 災害時要援護者等の対応

- (1) 学校の児童・生徒、幼稚園の園児、保育所の幼児

学校の児童、生徒等の在学時において災害が発生した場合は、原則、下校させるものとする。

ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

- (2) 病院の入院患者、社会福祉施設の入所者

バス等による避難等が可能な病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた

救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又はコンクリート屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

(3) 在宅要介護高齢者・障がい者

自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、コンクリート屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

(4) 外国人

泊発電所における事故概要や退避等の指示等の情報が正しく伝わるよう、英語、韓国語及び中国語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

第10節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、早期の帰宅を求めるとし、早期帰宅が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設等への避難を促すものとする。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

本部長は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び道の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあつての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

第8章 飲食物の摂取制限

本部長は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第9章 救急医療体制

初期被ばく医療機関であるJ A北海道厚生連倶知安厚生病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難場所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合と連携して対応するものとする。